

○公立大学法人福岡県立大学情報処理センター規則

法人規則第49号
平成18年4月1日

(設置)

第1条 公立大学法人福岡県立大学組織規則第3条第2項の規定に基づき、福岡県立大学情報処理センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、学内情報ネットワークシステム（学内LAN）の管理、情報処理（統計処理）の支援及び学生の情報処理教育に寄与することを目的とする。

(施設)

第3条 当分の間「情報処理室」をセンターの施設に充てる。

(センター長及び副センター長)

第4条 センターにセンター長を置く。

- 2 センター長の選考については、別に定める。
- 3 センターに、センター長を補佐する副センター長を置く。
- 4 副センター長は、本学教員の中から、センター長の推薦に基づき理事長が任命する。
- 5 副センター長の任期は、センター長の任期の範囲内で理事長が定める。

(組織)

第5条 センターは次に掲げる者をもって組織し、それぞれ理事長が任命する。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) センター教員（専任） 若干名
 - (4) センター教員（兼任） 若干名
- 2 前項第4号のセンター教員（兼任）の任期は2年とし、再任を妨げない。

(総合情報委員会)

第6条 センターの運営を円滑に行うため総合情報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(事務)

第7条 センターの事務は、経営企画班において処理する。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、改革推進委員会の議を経て、理事長が行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(福岡県立大学情報処理センター規程の廃止)
- 2 福岡県立大学情報処理センター規程は、廃止する。
(経過措置)
- 3 第8条第1項の規定にかかわらず、法人成立後最初の第6条第2項第2号の部会員の任期は、1年とする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年5月18日から施行する。